第六条を第八条とし、第五条を第七条とする。

第四条第一項中「第七条」を「第九条」に改め、同条第二項中「第七条各号」を「第九条各号」に改め、同条を第六条とする。

第三条中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第八号」に改め、同条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域）

第三条　法第五条第四項第四号の政令で定める地域は、平成二十七年八月一日における次に掲げる区域とする。

一　首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯

二　近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域

三　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域

（集落生活圏から除かれる区域）

第四条　法第五条第四項第五号の政令で定める区域は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画（同法第四条第一項に規定する都市計画をいう。第十三条第一号において同じ。）が定められていない同法第四条第二項に規定する都市計画区域内の同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年八月十日）から施行する。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

2　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の八第一項及び第三項

内閣総理大臣　安倍　晋三

国土交通大臣　太田　昭宏

府　令

○内閣府令第四十七号

地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第四号及び第七号、第十七条の二第一項及び同項第二号並びに第二項第二号並びに第三項第二号並びに第十七条の五の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年八月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「第八号」を「第十二号」に改め、同項第十一号を同項第十四号とし、同項第十号中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、「地域再生協議会」の下に「（法第十二条第一項に規定する地域再生協議会をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第九号中「特定地域再生事業」の下に「（同条第四項第三号に規定する特定地域再生事業をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第八号中「第五条第四項第七号」を「第五条第四項第十一号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第七号中「第五条第四項第六号」を「第五条第四項第十号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第九号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第八号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五　法第五条第四項第四号の事項を記載している場合には、地方活力向上地域（同号に規定する地方活力向上地域をいう。以下同じ。）のおおむねの区域を表示した地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした概況図

六　法第五条第四項第五号の事項を記載している場合には、次に掲げる図書

イ　法第五条第四項第五号に規定する集落生活圏のおおむねの区域及び同号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図並びに当該事業のおおむねの区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ　法第五条第四項第五号に規定する事業のおおむねの区域が、国の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

七　法第五条第四項第七号の事項を記載している場合には、遊休工場用地等（同号に規定する遊休工場用地等をいう。以下この号において同じ。）をその工業等導入地区（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第三項第一号に規定する工業等導入地区をいう。以下この号において同じ。）の区域に含む実施計画（同条第一項に規定する実施計画をいう。以下この号において同じ。）並びに当該実施計画に定められた工業等導入地区の区域及び遊休工場用地等を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

第一条第二項第一号中「次条第三号」を「次条第一項第三号」に改め、同項第二号中「次条第四号」を「次条第一項第四号」に、「第五条第四項第八号」を「第五条第四項第十二号」に改める。

第二条第一項第四号中「第三条各号」を「次条各号」に改め、同項第五号ロ中「同号ロに規定する」を削り、「地域再生推進法人」の下に「（同号ロに規定する地域再生推進法人をいう。第六条第一項第一号において同じ。）」を加え、「第六条第二項」を「同条第二項」に、「第六条第一項第一号イ」を「同条第一項第一号イ」に改め、同項第十一号を同項第十五号とし、同項第十号中「第五条第四項第七号」を「第五条第四項第十二号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第九号中「第五条第四項第七号」を「第五条第四項第十一号」に、「前条第一項第八号」を「前条第一項第十一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号中「第五条第四項第六号」を「第五条第四項第十号」に、「前条第一項第七号」を「前条第一項第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第七号中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第九号」に、「前条第一項第六号」を「前条第一項第九号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第八号」に改め、同号を同項第五号の次に次の四号を加える。

六　法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、次に掲げる事項

イ　地方活力向上地域の区域並びに当該地方活力向上地域をその区域に含む地方公共団体その他の者が地方活力向上地域特定業務施設整備事業（同号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業をいう。以下同じ。）を推進するために行う事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ロ　地方活力向上地域特定業務施設整備事業の内容及び当該地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施による地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度

七　法第五条第四項第五号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度